

点線に沿って切り取り、3枚合わせて金融機関又は郵便局へお持ちください。

市区町村コード	市たばこ税領収証書 (公)				
271004	(手持品課税用)				
大阪府					
大阪市					
口座番号	加入者				
00900-5-960001	大阪市会計管理者				
(営業所又は貯蔵場所の所在地、名称及び店舗名称) 〒					
(申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び代表者氏名) 〒					
様					
年度	申告年	申告月	申告処理	処理回次	台帳番号
02	02	10		-	
					申告区分
					申告修正
					申告修正決定
税額	百	十	億	千	百
延滞金					
過少申告・不申告・重加算金					
合計額					
納期限	令和3年3月31日				領収日付印
上記のとおり領収しました。(納税者保管)					

市区町村コード	市たばこ税納付書 (公)				
271004	(手持品課税用)				
大阪府					
大阪市					
口座番号	加入者				
00900-5-960001	大阪市会計管理者				
(営業所又は貯蔵場所の所在地、名称及び店舗名称) 〒					
(申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び代表者氏名) 〒					
様納					
年度	申告年	申告月	申告処理	処理回次	台帳番号
02	02	10		-	
					申告区分
					申告修正
					申告修正決定
税額	百	十	億	千	百
延滞金					
過少申告・不申告・重加算金					
合計額					
納期限	令和3年3月31日				領収日付印
日計					口 円
上記のとおり納付します。 〔金融機関又は郵便局保管〕					

市区町村コード	市たばこ税領収済通知書 (公)				
271004	(手持品課税用)				
大阪府					
大阪市					
口座番号	加入者				
00900-5-960001	大阪市会計管理者				
(営業所又は貯蔵場所の所在地、名称及び店舗名称) 〒					
(申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び代表者氏名) 〒					
様納					
年度	申告年	申告月	申告処理	処理回次	台帳番号
02	02	10		-	
					申告区分
					申告修正
					申告修正決定
税額	百	十	億	千	百
延滞金					
過少申告・不申告・重加算金					
合計額					
納期限	令和3年3月31日				領収日付印
金融機関 (取りまとめ店)	大阪市内にある本店又は母店				
取りまとめ局	〒539-8794 大阪貯金事務センター				
上記のとおり通知します。(市町村保管)					処理番号

◎ **納期限後に納付された場合の延滞金**

本書表面に記載の納期限後に市たばこ税（手持品課税）を納付された場合（修正申告により増加した税額を納付される場合を含みます。）は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、地方税法及び大阪市市税条例の規定により計算した延滞金がかかります。

◎ 期限後申告、修正申告、更正又は決定があったときは、当該期限後申告等により納付する市たばこ税（手持品課税）額のほかに、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金が課せられる場合があります。

◎ 督促状を發した場合、發した日から起算して10日を経過した日までに、督促に係る本税・延滞金、過少申告・不申告・重加算金を完納されない場合は、滞納処分を受けることとなります。

◎ **納付場所**

◎ **大阪市公金収納取扱金融機関**

● **全国の店舗で取り扱う金融機関**

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

● **大阪府内の店舗で取り扱う金融機関**

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、一部の農業協同組合等

※取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示があります。

◎ **ゆうちょ銀行及び郵便局**

近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

◎ **市役所、区役所庁内の銀行派出所**

◎ **市税事務所**

詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 市税 納付場所

検索

※この納付書では、コンビニエンスストアでの納付や、「Pay-easy（ペイジー）」に対応した金融機関ATMでの納付のほか、クレジットカード、キャッシュレス決済アプリ（PayPay請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、au PAY等）、インターネットバンキング、モバイルバンキング（携帯電話）といったインターネットを利用した方法での納付はできません。

◎ この領収証書は、大阪市会計管理者、銀行等（大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代理金融機関）又は郵便局の領収日付印を押すことによって効力を生じます。ただし、証券（小切手等）をご使用の場合は、その証券金額の支払いがあるまで納付義務は完了しません。

◎ この領収証書は、5年間大切に保管してください。